

ICT活用工事(ICT法面工)試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
(ICT法面工)試行要領 ICT活用工事	対象工事 第3条	<p>ICT活用工事は、原則として、工事工種体系ツリーにおける下記の工種を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。</p> <p>法面工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルタル吹付 ・コンクリート吹付 ・機械播種施工による植生工(植生基材吹付, 客土吹付, 種子散布) ・人力施工による植生工(植生マット, 植生シート, 植生筋, 筋芝, 張芝) ・現場吹付法砕工 	<p>ICT活用工事は、原則として、工事工種体系ツリーにおける下記の工種において、設計金額の合計が10,000千円以上の工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。</p> <p>法面工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルタル吹付 ・コンクリート吹付 ・機械播種施工による植生工(植生基材吹付, 客土吹付, 種子散布) ・人力施工による植生工(植生マット, 植生シート, 植生筋, 筋芝, 張芝) ・現場吹付法砕工
別紙1 「発注者指定型」特記仕様書	設計積算 第4条	<p>本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づき、3次元出来形管理の施工管理及び3次元データの納品に要する費用を見込んでいる。</p> <p>なお、3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する費用は見込んでいないため、これらの実施後に受注者からの見積書の提出を受け、設計変更で計上するものとする。</p> <p>また、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p>	<p>本工事の積算にあたっては、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づき、3次元出来形管理の施工管理及び3次元データの納品に要する費用を見込んでいる。</p> <p>なお、3次元起工測量及び3次元設計データの作成に要する費用は見込んでいないため、これらの実施後に受注者からの見積書の提出を受け、設計変更で計上するものとする。</p> <p>また、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、契約変更時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p>